

資 料 提 供  
令和 7 年 7 月 2 5 日  
少 子 化 対 策 監 室  
子ども政策課長 沖野  
外線 076-225-1446  
内線 4180

## 「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）に対する意見募集について

### 1 趣 旨

子どもの権利については、平成 6 年に「児童の権利条約」を批准し、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行されています。

石川県では、児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーの問題など、近年、子どもの権利を取り巻く状況が深刻化する中であって、全ての子どもが、その権利が尊重され、自立した個人として健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送るための拠り所として、子どもの権利を守ることを主眼とする「いしかわ子どもの権利基本条例」を制定することとしております。

つきましては、条例（案）について、広く県民の皆様からご意見をいただき、制定の参考とさせていただきますと考えております。

### 2 意見募集の概要

#### （1）募集期間

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）～令和 7 年 8 月 2 5 日（月）

（郵送の場合は、8 月 2 5 日（月）の必着とします。）

#### （2）募集内容

「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）についての意見

#### （3）閲覧資料

- ・「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）について
- ・「いしかわ子どもの権利基本条例」（案）について（子ども版）

#### （4）資料の入手方法

- ① 県のホームページからダウンロードできます。

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri\\_jyorei/public\\_comment.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/kenri_jyorei/public_comment.html)

② 次の県内9か所で閲覧できます。

- ・ 石川県健康福祉部少子化対策監室（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁8階）
- ・ 石川県行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階）
- ・ 小松県税事務所（小松市園町ハ108番地の1）
- ・ 中能登総合事務所（七尾市小島町ニ部33）
- ・ 奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛10部11番1）
- ・ 南加賀保健福祉センター（小松市園町ヌ48番地）
- ・ 石川中央保健福祉センター（白山市馬場2丁目7番地）
- ・ 能登中部保健福祉センター（七尾市本府中町ソ27番9）
- ・ 能登北部保健福祉センター（輪島市鳳至町畠田102番4）

### 3 意見の提出について

#### （1）提出方法

ご意見記入用紙に住所、氏名、意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、電話、口頭での意見は受け付けることはできません。

#### （2）提出先

- ① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県健康福祉部少子化対策監室子ども・子育て企画グループ
- ② FAX 076-225-1447
- ③ 電子メール e150300@pref.ishikawa.lg.jp

### 4 意見の取扱い

- （1）集約した意見は条例改正の参考とさせていただきます。
- （2）意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表します。なお、意見に対する個別の回答は行いません。
- （3）個人が特定できるような情報は一切公表しません。